

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20190201	有限会社一カコーポレーション 法人番号(7240002025601) 代表者吉岡慶明	広島県広島市西区田方3丁目1435-1	本社営業所	広島県広島市西区田方3丁目1435-1	許可の取消し	貨物自動車運送事業法第32条	運輸支局において現地調査を行った結果、所在不明事業者であって相当の期間事業を行っていないと認められたもの。	-	-
20190201	有限会社田邊建材 法人番号(7250002009891) 代表者田邊繁夫	山口県下関市清末西町1丁目3-29	小月営業所	山口県下関市小月駅前1丁目3-2	許可の取消し	貨物自動車運送事業法第32条	運輸支局において現地調査を行った結果、所在不明事業者であって相当の期間事業を行っていないと認められたもの。	-	-
20190201	有限会社山王輸送 法人番号(3250002000680) 代表者山下セツ子	山口県山口市大字下小鯖620-1	本店営業所	山口県山口市大字下小鯖620-1	許可の取消し	貨物自動車運送事業法第32条	運輸支局において現地調査を行った結果、所在不明事業者であって相当の期間事業を行っていないと認められたもの。	-	-
20190201	合同会社川崎商会 法人番号(5250003000827) 代表者川崎英二郎	山口県下関市大和町1丁目4-8	本社営業所	山口県下関市大和町1丁目4-8	許可の取消し	貨物自動車運送事業法第32条	運輸支局において現地調査を行った結果、所在不明事業者であって相当の期間事業を行っていないと認められたもの。	-	-
20190201	有限会社秋芳共栄自工 法人番号(5250002006395) 代表者末金光義	山口県山陽小野田市津布田669-3	本店営業所	山口県山陽小野田市津布田670-1	許可の取消し	貨物自動車運送事業法第32条	運輸支局において現地調査を行った結果、所在不明事業者であって相当の期間事業を行っていないと認められたもの。	-	-

20190207	株式会社邦友 法人番号(3240001 024863) 代表者石井浩彦	広島県三次市東酒屋町1 123-5	東酒屋営業所	広島県三次市東酒屋町1 123-5	輸送施設の使用停止 (10日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 法第17条第1項及び 第4項	死亡事故を惹起したことを端緒として、平成30 年6月20日及び同年8月21日に監査を実施。 9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告 示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全 規則(以下安全規則)第3条第4項)(2)健康 状態の把握義務違反(安全規則第3条第6項) (3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7 条第5項)(4)乗務等の記録事項義務違反(安 全規則第8条第1項)(5)運行記録計による記 録義務違反(安全規則第9条)(6)運転者台帳 の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第 1項)(7)運転者に対する指導監督義務違反 (安全規則第10条第1項)(8)運転者に対する 指導監督の記録義務違反(安全規則第10条 第1項)(9)運転者に対する指導監督の記録 事項義務違反(安全規則第10条第1項)	1	1
20190212	高梁運輸株式会社 法人番号(1260001 023675) 代表者片岡寿春	岡山県高梁市津川町今津 2542-1	真庭営業所	岡山県真庭市宮地2252	輸送施設の使用停止 (40日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 法第9条第3項後段、 第17条第1項及び第4 項	死亡事故を惹起したことを端緒として、平成29 年11月7日及び平成30年9月6日に監査を 実施。8件の違反が認められた。(1)事業計画 変更の事後届出違反(営業所の位置)(貨物自 動車運送事業施行規則第7条第1項第3号) (2)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車 運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3 条第4項)(3)健康状態の把握義務違反(安全 規則第3条第6項)(4)点呼の実施義務違反 (安全規則第7条第1項及び第2項)(5)点呼 の記録義務違反(安全規則第7条第5項)(6) 乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条 第1項)(7)運転者に対する指導監督義務違 反(安全規則第10条第1項)(8)運転者に対 する指導監督の記録義務違反(安全規則第1 0条第1項)	4	4

20190213	有限会社山幸運輸 法人番号(4240002 040867) 代表者渡邊龍馬	広島県福山市新市町大字 新市525-3	本社営業所	広島県福山市御幸町大字 森脇509-10	輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 法第17条第1項及び 第4項	死亡事故を惹起したことを端緒として、平成30 年6月21日及び同年8月28日に監査を実施。 11件の違反が認められた。(1)乗務時間等告 示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全 規則(以下安全規則)第3条第4項)(2)健康 状態の把握義務違反(安全規則第3条第6項) (3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第 1項及び第2項)(4)点呼の記録義務違反(安 全規則第7条第5項)(5)点呼の記録事項義 務違反(安全規則第7条第5項)(6)乗務等 の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項) (7)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規 則第9条の5第1項及び第2項)(8)運転者に 対する指導監督義務違反(安全規則第10条 第1項)(9)運転者に対する指導監督の記録 義務違反(安全規則第10条第1項)(10)特定 の運転者に対する指導監督義務違反(安全規 則第10条第2項)(11)特定の運転者に対す る適性診断受診義務違反(安全規則第10条 第2項)	6	6
----------	--	------------------------	-------	-------------------------	-------------------------------	--------------------------------	--	---	---